

大熊町社会教育複合施設  
基本計画・基本設計・実施設計業務  
公募型プロポーザル実施要領

令和5年6月

大熊町

## 目 次

1	プロポーザルの目的・概要	P.1
	(1)目的	
	(2)名称	
	(3)委託業務概要	
	(4)選考方法	
	(5)選定のスケジュール	
	(6)発注者及び事務局	
2	事業概要	P.2
	(1)事業名	
	(2)予定地	
	(3)敷地面積	
	(4)施設規模	
	(5)事業スケジュール	
	(6)想定事業費	
3	委託業務	P.3
	(1)業務名称	
	(2)業務範囲	
	(3)履行期限	
	(4)業務委託料	
4	参加資格要件	P.4
	(1)参加資格	
	(2)応募に対する制限	
	(3)実施要領等の入手方法	
5	参加手続き	P.6
	(1)質問書	
	(2)参加表明提出物	
	(3)技術提案提出物	
6	審査方法	P.8
	(1)審査体制	
	(2)一次審査	
	(3)プレゼンテーション及びヒアリング	
	(4)二次審査	
7	その他	P.10
	(1)失格基準	
	(2)契約について	
	(3)プロポーザル参加にかかる費用負担	
	(4)参考資料	
	(5)その他	

# 1 プロポーザルの目的・概要

大熊町では、令和4年6月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示を解除し、先に復興整備が進む大川原地区に続き、下野上地区においても産業や暮らしに繋がる整備が計画されている。

他方で、大熊町の教育に関しては、大川原地区において令和5年には認定こども園・義務教育学校・学童保育が一体となった「学び舎ゆめの森」が開校し、子どもたちを中心とした地域のための活動拠点が整備される予定であり、下野上地区においても、「読書のまち おおくま」を継承し、大熊で学び、大熊の記憶と記録をつなぐ場として、新たな社会教育複合施設の整備を検討している。

この5月に、「大熊町社会教育複合施設整備事業 基本構想」を策定し、新たな社会教育複合施設を、博物館、図書館、公民館機能等を併せ持つ施設として定義している。この町に関わるすべての人の主体的な考えや行動を支え、自分らしく生きていくことを目指す場となるだけでなく、大野駅西地区内において大野駅に最も近い公共施設であることから、「大熊町の玄関口」となる魅力ある社会教育複合施設を整備するものである。

## (1) 目的

本事業は、「大熊町社会教育複合施設 基本構想」を踏まえ、「大熊町社会教育複合施設基本計画・基本設計・実施設計業務」を委託するにあたり、『大熊で学ぶ』『大熊の記憶をつなぐ』ための新しい社会教育複合施設建設に向けて、斬新で柔軟かつ高度な発想力、設計能力及び豊富な経験を有する設計者を選定することを目的として実施するものである。

## (2) 名称

大熊町社会教育複合施設基本計画・基本設計・実施設計業務 公募型プロポーザル

## (3) 委託業務概要

ア 次に示す施設等の基本計画、基本設計及び実施設計

- ・ 社会教育複合施設
- ・ 外構

イ 町が行う協議（町民との意見交換会等を含む）の支援と資料作成

## (4) 選考方法

本事業は、事業に対する提案を総合的に評価し、優先交渉権者を決定する公募型プロポーザル方式を採用する。審査は、一次審査及び二次審査の二段階形式で行う。また、選定に際しては具体的な基本計画案・各種設計案を選定するものではなく、受託候補者の選定のために必要な技術提案書等の提出を求めるものとなる。

#### (5) 選定のスケジュール

実施内容	実施期間または期日
実施要領等の公表	令和5年 6月15日(木)
補足資料の配布期間	令和5年 6月19日(月) 9時から 令和5年 7月20日(木) 17時まで
質問提出期間	令和5年 6月26日(月) 17時まで
質問の回答期限	令和5年 7月 5日(水)
参加表明書提出期限	令和5年 7月14日(金)正午まで
参加表明結果通知	令和5年 7月20日(木)
技術提案書提出期限	令和5年 8月18日(金)正午まで
一次書類審査結果通知	令和5年 8月28日(月)
プレゼンテーション及びヒアリング二次審査	令和5年 9月 4日(月)
技術提案書審査結果の通知	令和5年 9月 8日(金)

※ 現地見学会は実施しない。敷地は基盤工事区画内のため、立入りは認めない。

#### (6) 発注者及び事務局

発注者 福島県大熊町

事務局 大熊町教育委員会教育総務課社会教育係 (担当：喜浦、風間)

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

TEL：0240-23-7194、FAX：0240-23-7846

E-Mail：shogaigakusy@town.okuma.fukushima.jp

## 2 事業概要

### (1) 事業名

大熊町社会教育複合施設整備事業

### (2) 予定地

福島県双葉郡大熊町下野上 地内

(3) 敷地面積

約 7,000 m<sup>2</sup>

(4) 施設規模

全体で約5,000m<sup>2</sup>程度を想定。詳細については「大熊町社会教育複合施設 基本構想」を参照すること。

(5) 事業スケジュール

令和5年度～令和7年度 計画・設計

令和7年度～令和9年度 工事

令和9年度 開館予定

詳細は、補足資料を確認すること。

### 3 委託業務

(1) 業務名称

大熊町社会教育複合施設基本計画・基本設計・実施設計業務

(2) 業務範囲

詳細は「大熊町社会教育複合施設基本計画・基本設計・実施設計業務特記仕様書」を参照すること。

- ア 基本計画図書一式の作成
- イ 基本設計図書一式の作成
- ウ 実施設計図書一式の作成
- エ 関係機関との協議及び各種申請書類の作成支援
- オ 内訳書及び積算資料の作成
- カ 本業務に関わる各種打ち合わせ
- キ 本施設整備に係る関係機関との各種調整
- ク その他、本業務に必要な事項（協議の上決定）

(3) 履行期限

令和7年11月30日（予定）

(4) 業務委託料

契約限度額：319,260千円（消費税等を含む。）

※ 地質調査費用は含まない。

## 4 参加資格要件

### (1) 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げるすべての項目を満たす単体企業または設計共同体のいずれかの者とする。

#### ア 単体企業

- ① 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- ④ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑤ 会社法(平成17年法律第86号)第511条の規定による特別清算開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑥ 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑦ 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。
- ⑧ 過去2年間、法人税、消費税、事業税、法人市民税、固定資産税等の公租公課を滞納していないこと。
- ⑨ 大熊町の契約に関する暴力団等排除措置要綱(大熊町建設工事暴力団等排除対策措置要綱(平成21年3月12日要綱第4号))に規定する措置要件によること。
- ⑩ 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等(昭和61年10月21日訓令第2号)により入札参加制限中の者でないこと。
- ⑪ 福島県、宮城県、山形県、岩手県、秋田県、青森県、新潟県及び関東1都6県に本社、支社あるいは支店等を有していること。
- ⑫ 一次審査資料の提出期限の日から優先交渉権者の決定の時までの期間に、建築士法(昭和25年法律第202号)第26条第2項の規定に基づく事務所の閉鎖の処分を受けていないこと。
- ⑬ 2000年(平成12年)4月以降に、1棟の延床面積2,000㎡以上の、図書館または博物館のどちらか1つの機能を有する複合用途公共建築物の新築に係る基本設計または実施設計業務を完了した実績があること。
- ⑭ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ⑮ 参加申込書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、一級建築士である管理技術者を配置できること。
- ⑯ 下表の技術者をそれぞれ1名ずつ配置できること。

分担業務分野	業務内容	保有資格
管理技術者	建築設計業務委託契約書に基づき、業務の管理および統括を行う	一級建築士
主任技術者 総合（意匠）	平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項第一号ロ（1）の表中（1）総合	一級建築士
主任技術者 （構造）	同上（2）構造	構造設計一級建築士 または一級建築士
主任技術者 （電気）	同上（3）設備（i）電気設備	設備設計一級建築士 または建築設備士
主任技術者 （機械）	同上（3）設備（ii）給排水衛生設備、 （iii）空調換気設備	設備設計一級建築士 または建築設備士

（注）主任技術者は、管理技術者のもとで各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者とし、管理技術者と兼ねることができない。ただし、電気と機械の主任技術者は兼任できるものとする。

- ⑰ 構造担当主任技術者、電気担当主任技術者、機械設備担当主任技術者は協力事務所からの配置を認める。
- ⑱ 管理技術者または総合（意匠）担当主任技術者は全ての打ち合わせに必ず参加できること。

#### イ 設計共同体

- ① 上記（1）アに掲げる条件（代表者以外の者は、⑬、⑮、⑯の条件を除く。なお、代表者には⑰の条件が当然適用される。）を満たしている者により構成される設計共同体であること。
- ② 構成員は、設計共同体の代表者となる事業者を決め、代表者は全体の意思決定、管理運営にすべての責任を持つこと。
- ③ 代表者は管理技術者が所属する事業者であること。
- ④ 各構成員は、本プロポーザルに参加する単体企業、他の参加者の協力事務所、又は他の設計共同体の構成員ではないこと。
- ⑤ 設計共同体の構成員数は3社以内であること。

#### （2）応募に対する制限

次の各項目に該当する者は、プロポーザルに参加できない。

ア 審査委員会の委員及び検討委員会の委員（以下「審査委員等」という。）

イ 審査委員等が属する企業、またはその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者。

（注）「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

- ウ 審査委員等及びその家族が主宰し、あるいは役員または顧問をしている営利団体に所属する者。
- エ 審査委員等が大学に所属する場合において、その審査委員等の研究室に現に所属する者。

### (3) 実施要領等の入手方法

本プロポーザルに係る企画提案書様式等については、大熊町のホームページからダウンロードして入手すること。大熊町役場の窓口又は郵送等での配付は行わない。

## 5 参加手続き

### (1) 補足資料

本事業に係る補足資料（マスタースケジュール、移管物リスト、ワークショップや運営管理計画策定に係る方針等）を用意している。配布を希望する者は、事務局へ照会すること。

- ア 照会期間：令和5年6月15日(木)9時から令和5年7月14日(金)正午まで
- イ 提出書式：補足資料配布希望書（様式16）
- ウ 提出先：大熊町教育委員会教育総務課
- エ 提出方法：電子メールのみとする。（shogaigakusyu@town.okuma.fukushima.jp）  
メール表題に「【補足資料】大熊町社会教育複合施設基本計画・基本設計・実施設計業務公募型プロポーザル（会社名）」と記載すること。なお、電子メールの受信確認を大熊町役場 教育総務課（TEL 0240-23-7194）あてに行うこと。また、電話での配布希望は受け付けない。
- オ 配布方法：必要提出書類の受領確認後、通常2～3営業日以内に、順次に電子メールにて配布する。
- カ 配布期間：令和5年6月19日(月)9時から令和5年7月20日(木)17時まで

### (2) 質問書

質問はプロポーザル実施要領の内容、提出物の作成、委託業務に関する事項に限ることとし、審査内容や提案内容に関する質問は受け付けない。

- ア 提出期間：令和5年6月26日(月)17時まで
- イ 提出書式：質問書（様式15）
- ウ 提出先：大熊町教育委員会教育総務課
- エ 提出方法：電子メールのみとする。（shogaigakusyu@town.okuma.fukushima.jp）  
メール表題に「【質問】大熊町社会教育複合施設基本計画・基本設計・実施設計業務公募型プロポーザル（会社名）」と記載すること。（PDF及びExcelデータの両方を提出）すること。なお、電子メールの受信確認を大熊町役場 教育総務課（TEL 0240-23-7194）あてに行うこと。また、電話での質問は受け付けない。



オ 回 答：令和5年7月5日(水)

回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、大熊町ホームページに公表する。補足資料に関する質問回答書があれば、補足資料と同様に個別に配布する。なお、質疑応答書の内容は、本要領の追加または修正とみなす。

### (3) 参加表明提出物

ア 提出書類及び部数

「大熊町社会教育複合施設基本計画・基本設計・実施設計業務公募型プロポーザル様式集」3提出書類一覧(1)参加表明提出書類による。

イ 提出期限：令和5年7月14日(金)正午まで

ウ 提出方法：電子メール及び郵送(提出期限日までに書留にて発送)とする。

電子メールによる提出時には受信確認の連絡を実施すること。

エ 提出先：大熊町役場教育総務課(福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717)

E-mail: shogaigakusyu@town.okuma.fukushima.jp 教育総務課 宛

オ 結果通知：令和5年7月20日(木)

4参加資格要件に照らし、有資格参加表明者として通知する。

カ 送付方法：電子メール及び郵送(送付期日に発送)にて通知する。

### (4) 技術提案提出物

技術提案書は、【別表】評価基準の特定テーマ・実施方針についての提案とする。技術提案にあたっては、「大熊町社会教育施設整備事業基本構想」を参考にすることとし、必要に応じて図表を用いて行うこと。

ア 提出書類及び部数

「大熊町社会教育複合施設基本計画・基本設計・実施設計業務公募型プロポーザル様式集」3提出書類一覧(2)技術提案提出書類による。

イ 提出期限：令和5年8月18日(金)正午まで

ウ 提出方法：電子メール及び郵送(提出期限日までに書留にて発送)とする。

電子メールの場合には受信確認、郵送の場合には提出意思の連絡、持参時には予め提出日時の連絡を実施すること。(提出期間内必着)

エ 提出先：大熊町役場教育総務課(福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717)

E-mail: shogaigakusyu@town.okuma.fukushima.jp 教育総務課 宛

オ その他

※ 技術提案書には、参加表明結果通知の際に通知する整理番号を記載すること。

※ 技術提案書はA3サイズで3枚以内とし、図表の引用を除き10.5ポイント以上の文字サイズで作成すること。

※ 電子データはPDF形式で保存したものとする。

※ 参加表明後、技術提案を辞退する場合は、参加辞退届(様式14)にプロポーザル名称、法人等名称、代表者名(代表者印捺印)、提出日記入の上、提案を辞退する旨を明記して、令和5年8月17日(木)までに事務局へ提出(事前に辞退する旨を連絡した上、提出期限日までに書留にて発送)すること。

- ※ 技術提案にあたっては、具体的な設計図面や透視図等は使用しないこと。
- ※ その他詳細については様式集による。

## 6 審査方法

本プロポーザルは二段階での選考審査を行うものとする。書類による一次審査とプレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査を行い、優先交渉権者1者と次点者1者を決定する。審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。なお、一次審査結果及び二次審査結果、並びに優先交渉権者と次点者の選定理由については公表するが、提案者の得点等は公表しない。

### (1) 審査体制

審査は「大熊町社会教育複合施設整備事業基本計画・基本設計・実施設計業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」）によって行う。

- ・ 石井山竜平（ 東北大学教育学研究科准教授  
／大熊町社会教育複合施設整備検討委員〈公民館〉 ）
- ・ 大月 敏雄（ 東京大学大学院工学系研究科教授 ）
- ・ 川延 安直（ 福島県立博物館専門員  
／大熊町社会教育複合施設整備検討委員〈博物館〉 ）
- ・ 窪田 亜矢（ 東北大学大学院工学研究科教授 ）
- ・ 西村彩枝子（ 日本図書館協会災害対策委員  
／大熊町社会教育複合施設整備検討委員〈図書館〉 ）
- ・ 初澤 敏生（ 福島大学人間発達文化学類長  
／大熊町社会教育複合施設整備検討委員長 ）
- ・ 新保 隆志（ 大熊町副町長 ）
- ・ 佐藤 由弘（ 大熊町教育委員会教育長 ）
- ・ 新田 慎也（ 大熊町復興事業課参事 ）

### (2) 一次審査

#### ア 審査方法

有資格参加表明者からの技術提案書提出届が6者以上からあった場合は、評価基準（別表）に基づいて技術提案書を評価し、二次審査対象者を5者程度選定する。

#### イ 結果通知

令和5年8月28日（月）まで

一次審査通過者に電子メール及び文書により通知するものとする。

#### ウ 一次審査評価基準

【別表】評価基準を基に評価を行う。

### (3) プレゼンテーション及びヒアリング

#### ア 開催日時

令和5年9月4日（月）

※ 開催時刻等の詳細については一次審査通過者に連絡する。

#### イ 開催場所

大熊町役場（福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717）

ただし、開催場所は、状況により変更となる場合がある。

#### ウ プレゼンテーション及びヒアリングについて

- ・ 提案者によるプレゼンテーション20分、ヒアリング20分の計40分程度（プレゼンテーション終了5分前、終了1分前、終了時に合図する。また、時間内に終了しない場合、追加30秒以内でまとめること。）
- ・ 提案者は机上の提案書をもとに説明するものとする。
- ・ 模型の持ち込みについては不可とする。
- ・ 提案書に記載されていない新たな提案は禁止とする。

#### エ 発表者について

- ・ 発表者はパソコンの操作者を含めて5人以内とし、管理技術者と総合(意匠)担当主任技術者の出席は必須とする。

#### オ プレゼンテーションで使用する機器・データ等について

- ・ プレゼンテーションはパワーポイントなどを利用してパソコンで行うものとし、使用するパソコンは提案者が準備するものとする。
- ・ 使用するデータについては、提出した技術提案書に基づいたものとし、変更や追加は認めない。提出した技術提案書から変更や追加が認められた場合は、失格とする。
- ・ プロジェクターのインターフェースはHDMIタイプAのみ使用可能とする。

### (4) 二次審査

#### ア 開催日時

令和5年9月4日（月）

#### イ 審査方法

評価技術提案書についてのプレゼンテーション及びヒアリングをもとに審査する。

#### ウ 二次審査評価基準

【別表】 評価基準を基に評価を行う。

#### エ 優先交渉権者の選定

審査委員会は総合的に能力を審査し、優先交渉権者及び次点者を選定する。

なお、応募者が1者のみの場合であっても、審査委員会において内容を審査し、選定の可否を決定する。

#### オ 優先交渉権者の決定

大熊町は審査委員会からの審査経過及び選定結果の報告を受け、優先交渉権者を決定する。

#### カ 選定結果の通知

選定結果は各提案者に対し、9月8日(金)に個別通知する。選定結果及び講評は令和5年9月下旬に大熊町のホームページに掲載する。

## 7 その他

### (1) 失格基準

次のいずれかに該当する場合、失格とする。

- ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- イ 実施要領に示された提出書類作成の留意点等の条件に適合しないもの。
- ウ 提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- オ 虚偽の内容が記載されているもの。
- カ 審査委員に対して、故意に接触を求める行為を行った場合。
- キ 大熊町の職員等から不正にプロポーザル又は選考に係る情報を得ようとし、または得た場合。
- ク 前2号のほか、選考に影響を及ぼす恐れがあると町長が判断する不正な行為を行った場合。
- ケ その他審査委員会が不適格と認める場合。

### (2) 契約について

ア 契約に関する協議

- ・ 優先交渉権者との協議が整った場合は、該当者と業務委託契約を締結するものとする。なお、優先交渉権者との協議が不調となった場合は、次点者を交渉権者として協議を行い、契約するものとする。

イ 契約の締結

- ・ 町長は、優先交渉権者として決定した者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内で随意契約により契約を締結する。
- ・ 契約の相手方の決定後、契約までの間に契約の相手方（法人である場合は、法人役員またはその使用人）が逮捕されることその他の反社会的な行為があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないとき認められるときは、契約を締結しないことがある。なお、契約が成立しなかった、または締結されなかったことによる損害については、大熊町はこれを一切賠償しない。

### (3) プロポーザル参加にかかる費用負担

本プロポーザルへの参加等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

### (4) 参考資料

資料は大熊町ホームページ (<https://www.town.okuma.fukushima.jp>) に掲載する。

- ア 大熊町教育大綱 (PDF)
- イ 大熊町第二次復興計画改訂版 (PDF)
- ウ 大熊町社会教育施設基本構想 (PDF)
- エ 大熊町社会教育施設基本構想 概要版 (PDF)

#### (5) その他

- ア 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- イ 町は、選定された技術提案書等に拘束を受けないものとする。
- ウ 成果品の著作権は大熊町に帰属するものとする。
- エ 提出書類は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。
- オ 提出書類は返却しない。なお、提出書類は、審査以外に提出者に無断で使用しないが、優先交渉権者及び次点者に特定された場合に限り、発注者は提出書類を自由に公表又は使用できるものとする。
- カ 提出書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- キ 本業務の実施にあたっては、提案書に記載された各技術者は、特別な理由があると認められる場合を除き変更できない。
- ク 設計にあたっては、技術提案書等に記載された内容を反映しつつも、大熊町との協議に基づき実施すること。
- ケ 本業務に関わる各種説明会・会議への参加協力及びこれに使用する資料・図面の作成等の業務を行うこと。
- コ 実施要領の記述内容の変更があった場合は、大熊町ホームページで公表する。
- サ 本事業における交付資料は、提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないこと。借受けた関係図書や電子媒体は、情報漏洩のないように適正に取り扱うこと。
- シ 設計業務に従事した者は工事入札に参加することはできない。但し、内装施工を除く。

【別表】評価基準

評価項目	配点	提出書式
(1) 業務実績	60点	様式5～10
(2) 特定テーマ・実施方針	140点	様式13 A3 3枚まで
1. 事業への理解	20点	
2. 施設計画に係る提案	80点	
3. 参加型施設整備に係る提案	20点	
4. 実施方針	20点	
(3) 対話力	20点	プレゼンテーション時
合計	220点	—

(1) 業務実績 計60点

評価項目	評価基準	配点
①企業の実績 ※共同体の場合、共同体の代表または構成員いずれかの実績があればよい ※累積加点が可能場合も、合計が25点を越えた部分は加点しない	複合公共建築 2000年（平成12年）4月以降に、1棟の延床面積が2,000㎡以上の、図書館・博物館・公民館等の3つの機能を有する複合用途公共建築物の類似業務実績（新築工事の基本設計または実施設計の完了）がある。 <公民館等：公民館類似施設（社会教育法第42条）を含む。> 2000年（平成12年）4月以降に、1棟の延床面積が2,000㎡以上の、図書館・博物館・公民館等の3つの機能のうち2つの機能を有する複合用途公共建築物の類似業務実績（新築工事の基本設計または実施設計の完了）がある。 <公民館等：公民館類似施設（社会教育法第42条）を含む。> ※有する指定機能の組合せが異なる実績があれば累積加点する。 2000年（平成12年）4月以降に、1棟の延床面積が2,000㎡以上の、図書館または博物館のどちらか1つの機能を有する複合用途公共建築物の類似業務実績（新築工事の基本設計または実施設計の完了）がある。 ※有する指定機能が異なる実績があれば累積加点する。	(25) 25 20 15
	図書館 上記複合公共建築の類似業務実績に図書館の機能を有さない場合、2000年（平成12年）4月以降に、1棟の延床面積が2,000㎡以上の、図書館の類似業務実績（新築工事の基本設計または実施設計の完了）がある。	5
	博物館 上記複合公共建築の類似業務実績に博物館の機能を有さない場合、2000年（平成12年）4月以降に、1棟の延床面積が2,000㎡以上の、博物館の類似業務実績（新築工事の基本設計または実施設計の完了）がある。	5
	公民館等 上記複合公共建築の類似業務実績に公民館等の機能を有さない場合、2000年（平成12年）4月以降に、1棟の延床面積が2,000㎡以上の、公民館等の類似業務実績（新築工事の基本設計または実施設計の完了）がある。 <公民館等：公民館類似施設（社会教育法第42条）を含む。>	5
②配置予定技術者の資格	主任技術者 構造 構造設計一級建築士の資格を有する。 上記資格を有しない。 電気設備 設備設計一級建築士の資格を有する。 上記資格を有しない。 機械設備 設備設計一級建築士の資格を有する。 上記資格を有しない。	(15) 5 0 5 0 5 0
評価項目	評価基準	配点
③配置予定技術者の実績	管理技術者 2000年（平成12年）4月以降に、1棟の延床面積が2,000㎡以上の、図書館または博物館のどちらか1つの機能を有する複合用途公共建築物の類似業務実績（新築工事の基本設計または実施設計の完了）がある。 2000年（平成12年）4月以降に、1棟の延床面積が2,000㎡以上の、図書館の類似業務実績（新築工事の基本設計または実施設計の完了）がある。 2000年（平成12年）4月以降に、1棟の延床面積が2,000㎡以上の、博物館の類似業務実績（新築工事の基本設計または実施設計の完了）がある。 上記いずれの実績も有しない。	(10) 10 5 5 0
	主任技術者（総合） 2000年（平成12年）4月以降に、1棟の延床面積が2,000㎡以上の、図書館または博物館のどちらか1つの機能を有する複合用途公共建築物の類似業務実績（新築工事の基本設計または実施設計の完了）がある。 2000年（平成12年）4月以降に、1棟の延床面積が2,000㎡以上の、図書館の類似業務実績（新築工事の基本設計または実施設計の完了）がある。 2000年（平成12年）4月以降に、1棟の延床面積が2,000㎡以上の、博物館の類似業務実績（新築工事の基本設計または実施設計の完了）がある。 上記いずれの実績も有しない。	(10) 10 5 5 0

(2) 特定テーマ・実施方針 計140点

評価項目	評価基準	配点	求める提案内容
<b>1. 事業への理解</b>		(20)	
①背景の理解	一般的な地方自治体の課題および本町特有の背景や現状、課題を十分に理解されている。	10	—
②業務内容の理解	基本構想（社会教育の意義及び複数の専門機能が融合する本事業の目的や施設コンセプト・活動方針等）を十分に理解されている。	10	—
<b>2. 施設計画に係る提案</b>		(80)	※提案に当たり、敷地基盤形状の変更不可
①施設デザインコンセプトに係る提案	本事業の背景や業務内容を理解した上で、明確で一貫性があり、独創性及び実現性を備えた設計デザインコンセプトに係る提案がなされている。	10	基本構想で示す通り、図書館、博物館、公民館の各機能が効果的に共有と分担を行いながら融合され、単体の機能・役割を超える視点を踏まえてデザインコンセプト（イメージ図を含む）を提案してください。
②配置及び動線計画に係る提案	「大熊町の玄関口」として来訪者を迎え本町内へ誘導していくことができ、かつ、本施設運営上の利便性・合理性に合う動線、配置、建物・外構計画、景観形成に係る提案がなされている。	10	基本構想及び補足資料で示す通り、周辺環境、周辺施設配置および敷地状況も踏まえた「大野駅西地区全体における動線」、「敷地内配置計画と駐車場からの動線」等の提案をしてください。また、周辺環境や敷地条件等から基本構想には記載がなくとも（今後検討が）必要と考えられる機能・附属施設等があれば含めて提案をしてください。
③施設計画に係る提案	基本構想を具現化するために、機能性、利便性、安全性、利用者の回遊性、独創性及び実現性を備えた施設内動線、機能配置・ゾーニング、施設計画・設計の考え方に係る提案がなされている。	30	基本構想で示す通り、下記視点を踏まえたコンセプト・活動方針を具体化する施設計画について提案をしてください。また、基本構想には記載がなくとも（今後検討が）必要と考えられる視点・機能等があれば含めて提案をしてください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館、博物館、公民館の各機能の融合</li> <li>・「リアル」と「デジタル」を融合した社会教育環境の構築</li> <li>・利用者エリアと管理エリアを意識したゾーニング</li> <li>・機能ごとの利用時間や管理運営の違いに配慮した動線計画</li> <li>・安全性を確保するセキュリティ計画</li> <li>・ユニバーサルデザインの導入（利用者および管理運営者からの視点による）</li> <li>・大熊町の資産としての持続可能性</li> </ul>
④展示・収蔵方針（資料の有効活用含む）に係る提案	機能性、独創性及び実現性を備えた、建築や施設機能と展示の融合や収蔵のあり方について提案がなされている。	15	基本構想で示す通り、下記視点を踏まえた展示・収蔵に係る考え方を提案してください。また、基本構想には記載がなくとも（今後検討が）必要と考えられる視点・機能等があれば含めて提案をしてください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設展示の館全体・点位的配置</li> <li>・デジタル技術の活用</li> <li>・利用者が文化財と出会う機会を増やすための資料展示</li> <li>・資料特性に合わせた資料保存環境及び収蔵機能（搬出入口、前室、収蔵庫など）の配置・動線や資料の入れ替えのしやすさ</li> <li>・セキュリティや安全・防災対策</li> <li>・移管物の活用（特に、吉田家住宅の活用に係る考え方を含むこと。）</li> </ul>
⑤環境への配慮とゼロカーボンに係る提案	実績や経験を踏まえ、環境負荷低減に係る的確で有効な提案がなされている。	5	基本構想で示す通り、「大熊町2050ゼロカーボン宣言」に基づき、本施設はエネルギー効率の高い施設計画にすると定めています。実績や経験を踏まえ、イニシャルとランニングの費用を考慮しながら、ZEB導入の効果と課題・解決策や費用・スケジュールへの影響について言及・提案をしてください。
⑥建設コスト管理・抑制に係る提案	建設コスト及びランニングコストを適切なものとするための的確で有効な提案がなされている。	10	昨今の建設工事費上昇および将来的にも不安定な建設物価に対応するため、設計段階から可能な対応策を提案してください。また、ランニングコストを適切なものとするための対応策を提案してください。

評価項目	評価基準	配点	
<b>3. 参加型施設整備に係る提案</b>		(20)	
①参加型の施設整備計画及びワークショップ企画案に係る提案	多様な視点を整備計画に反映させるための的確で有効な提案、及び、独創性・実現性を備えた具体的なワークショップ企画案に係る提案がなされている。	10	基本構想及び補足資料で示す通り、町民、専門家、利用者との対話やワークショップを通じて得られた多様な視点を活かしながら整備計画をすすめるに当たり、どのようにワークショップ等の意見・視点を計画・設計に反映していくか、その手法や対応策を提案してください。また、具体的なワークショップ企画案を提案してください。
②施設管理運営計画との連携に係る提案	施設管理運営計画と施設計画・設計を連携するための的確で有効な提案がなされている。	10	基本構想及び補足資料で示す通り、同時並行で検討される施設管理運営計画を施設計画・設計に落とし込む手法や工夫に係る提案をしてください。また、施設の竣工・開館後も管理運営者、利用者、関係者などと一緒に成長できる施設計画に係る提案をしてください。
<b>4. 実施方針</b>		(20)	
③スケジュール	実現可能かつ具体的な計画・設計業務実施スケジュール案が提案されている。また、スケジュール管理についての的確で有効な提案がなされている。	10	町内および議会における合意形成や町民への公表を意識した成果物（図面、模型、パース等）の提示時期を明記した、実行可能な設計スケジュールを提案してください。また、現在の建設市況も踏まえ、本町提示のマスタースケジュール案に対する課題と解決策があれば提案をお願いします（任意）。 ※本町提示の設計期間（確認申請を含む最長24か月）に対し、具体的な設計スケジュールを作成のこと。設計期間短縮提案は可能とするが、延長提案は不可とする。
④実施体制	業務実施にあたって必要な実施体制の提案がなされている。	10	基本構想、特記仕様書及び補足資料で示す通り、本業務では大熊町や関係者と積極的な対話・調整を行う必要があるため、それを実現するための十分な実績・知見・専門性のある要員の確保や適切な役割分担、適切な業務品質管理が行える体制等について提案ください。

(3) 対話力 20点

評価項目	評価基準	配点
対話力	プレゼンテーションにおいて、提案に沿った的確な説明がなされている。 建築の専門家以外の方にも解りやすくかつイメージしやすい言語を用い、「伝わる」ことを意識したプレゼンテーションが行われている。 質問者の意図を汲み、適正な回答がされている。 提案者の想いや熱意が十分に伝わる。	(20) 20